

台風を伴わない大雨, 洪水警報発表時の対応について

令和4年4月

1 情報の収集に努める。

(1) 気象情報により, 発生と推移についての確な情報を迅速に把握する。

(2) 増水状況等の情報については, 各町別に情報提供者(PTAなど)を委嘱するなど, 地区からの情報提供の体制をつくっておく。

2 情報をもとに適切な措置を講ずる。

(1) 大雨警報発表時

適切な状況判断のもと, 「臨時休業」「始業時刻の変更」「緊急下校(降園)」等の措置を講ずる。

① 始業前, 幼児児童生徒が家庭にいるとき

ア 市内一斉の「臨時休業」「始業時刻の変更」の措置について, 午前7時までに教育委員会から学校(園)へ連絡をする。

イ 市内一斉に休校(園)措置を取らない場合は, 中学校区で相談し, 学校(園)長の適切な判断で「臨時休校」「始業時刻の変更」の措置を講ずる。

② 緊急下校(降園)をさせるとき

通学路の安全確保及び道路状況をもとに, 学校(園)長の判断で, 中学校区で相談し以下の対応を取る。

ア 通学路が危険となったときは, 幼児児童生徒の安全な下校方法が確認されるまで, 学校(園)に待機させる。

イ 通学路の安全が確認されたときは, 教職員等の引率又は見守りのもとで下校させる。

ウ 気象状況及び地域の道路, 河川等の浸水の状況から判断して, 安全に帰宅することが困難と認められる幼児児童生徒については, 学校(園)で待機させるとともに, 保護者と緊密な連絡を取るなどの適切な措置を講ずる。

(2) 警報が発表されていないが大雨の恐れがある場合

① 始業前から雨が激しい場合

ア 市内一斉に休校(園)措置を講ずるときは, 午前7時までに「臨時休業」「始業時刻の変更」の措置について教育委員会から学校(園)へ連絡をする。

イ 市内一斉に休校(園)措置を行わないときは, 中学校区で相談し, 学校(園)長の適切な判断で「臨時休校」「始業時刻の変更」の措置を講ずる。

② 始業後に雨が激しくなると予測される場合

ア 市内一斉に下校措置を行うときは, 教育委員会から学校(園)に連絡をする。

イ 市内一斉に休校(園)措置を行わないときは, 通学路の安全確保及び道路状況をもとに, 中学校区で相談し, 学校(園)長の適切な判断で以下の対応を取る。

・ 通学路が危険となったときは, 幼児児童生徒の安全な下校方法が確認されるまで, 学校(園)に待機させる。

- ・ 通学路の安全が確認されたときは、教職員の引率又は見守りのもとで下校させる。
- ・ 気象状況及び地域の道路、河川等の浸水状況から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる幼児児童生徒については、学校(園)で待機させるとともに、保護者と緊密な連絡を取るなどの適切な措置を講ずる。

【緊急下校(降園)時の安全指導における留意事項】

- 歩道が設置されている道路においては、必ず歩道を歩行させる。
- 水かさの多い所、流れの速い所は避けさせる。
 - ・ 思わぬ深みや強い流れになっていることがあること。
 - ・ 面白がって、わざと入ることは、絶対止めること。
- 前方や左右の車の走行に絶えず気を配らせる。
 - ・ 強風が伴うときは、傘の使用を控える。
 - ・ 傘で前方が見えにくいことや、傘が通行の車にひっかかりやすいことに注意。
 - ・ 集団の流れで歩いてしまいやすいので、信号などは必ず自分の目で確かめること。
- 引率又は見守り教員等の指示に従い、ふざけず私語を止めて下校させる。

(3)特別警報発表時

大雨特別警報については、「台風時等における幼児児童生徒の登下校(登降園)の指導並びに授業(保育)の実施について」の1, 2のとおり対応する。

(4)雷の発生時

気象情報をもとにして適切な措置を講ずる。

- ① 幼児児童生徒が下校(降園)前のときは、雷の発生状況を収集するとともに、下校(降園)を遅らせる等の措置を講ずる。
- ② 幼児児童生徒が下校(降園)途中で雷が発生したときのことを考えて、次のことを指導しておく。
 - ア 通学路途中の民家に避難をすること。
 - イ 木の下への避難は、危険であること。
 - ウ 突然、雷に遭遇したときは、体を丸くしてしゃがみ込むこと。

3 家庭及び関係機関との連絡

- (1)緊急対応の措置を講ずる場合は、教育委員会と連絡を取るとともに、措置の結果を迅速に報告する。
- (2)学校(園)の講じた措置が、確実かつ迅速に家庭に伝達されるよう、平素から緊急連絡体制を整えておく。